長久手市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用の助成に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得の妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、当該 妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回産科受診 料の助成をすることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 助成を受けようとする対象者(以下「対象者」という。)は、住民税 非課税世帯又は同等の所得水準にある世帯に属する妊婦であって、初回産科 受診日に市内に住所を有し、かつ、次に掲げる事項に同意する者とする。た だし、本市以外の地方公共団体その他の公共団体において、初回産科受診に 要した費用の全部又は一部について助成を受けている者は、助成金の交付対 象者としない。
 - (1) 所得判定のため、市が世帯の課税状況を確認すること。
 - (2) 市が世帯の課税状況を確認できない場合は、住民税非課税世帯又は同等の所得水準であることを確認できる書類を市に提出すること。
 - (3) 妊婦健康診査を受診した医療機関等の関係機関と市が、必要に応じて支援に必要な情報(妊婦健康診査の受診状況の確認、家庭の状況等を含む。) を共有すること。

(対象となる受診項目及び助成金の額)

- 第3条 助成の対象となる次に掲げる事項に係る費用とする。
 - (1) 助成対象となる受診項目は、医療機関において医療保険各法の規定に基づく保険給付が適用されない妊娠判定に要する問診及び診察、超音波検査、 尿検査及びその他医療機関が必要と判断した検査とする。
 - (2) 妊娠届出書または本申請に必要な診断書発行に係る文書料。
- 2 助成金の額は、初回産科受診に要した前項に係る費用の自己負担相当額とし、1回の妊娠判定につき10,000円を上限とする。

(助成の回数)

第4条 1回の妊娠につき利用できる助成は1回を限度とする。

(助成金の交付申請及び期限)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、長久 手市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成金申請書兼請求書(様式第 1号)に次に掲げる書類を添付して、初回産科受診をした日の属する月の翌 月から起算して6か月以内に市長に提出しなければならない。
 - (1) 初回産科受診をした医療機関等が発行する領収書その他の当該初回産科 受診に要した費用の額が確認できる書類
 - (2) 対象者及びその世帯に属する者の当該年度の市町村民税の課税状況を証する書類(市長が本人の同意を得て、証明すべき課税状況を公簿等で確認することができる場合を除く。)、又は住民税非課税世帯と所得水準が同等と確認できる書類

(助成金の交付決定)

- 第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査して 助成の可否を決定する。
- 2 市長は、前項の規定による交付決定を行ったときは、長久手市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による不交付の決定をしたときは、長久手市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者がある ときは、その助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

長久手市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成金申請書兼請求書

年 月 日

長久手市長 様

申請者兼請求者 住所

氏名

電話番号

同意事項を確認し、必要書類を添えて長久手市低所得の妊婦に対する初回 産科受診費用の助成を申請及び請求します。

対	氏名					電話番号			
象	住所	※申		請者と同一の場合は記載不要					
者									
世	氏名	•		生年月日			続柄	(対象者との続柄)	
帯									
構									
成									
緊急連絡先氏		氏	名 (対象者との続柄)						
ĺ		電	電話番号						
受診医療機関		名	称						
		所	在						
地									
受診日				年	月	日			
助成金交付申請額						円			
助成決定金額			(市記入欄)				円		

同意事項(□に / を入れてください)

助成	金の申請にあたり、以下の事項について同意します。						
	こより市が入手する個人情報に関し、本助成金の目的の範囲内で利用されることを						
	了承すること。						
	本事業の利用審査のため、市が住民登録情報、住民税課税情報について、関係機関に照会						
	(マイナンバー情報連携を含む) 又は関係機関の保有する情報を閲覧すること。						
	妊娠期から育児期までの間に市から必要な支援を受けることに同意すること。						
	こ必要な情報を産科医療機関等と共有すること及び健康状態等について、産科医療機						
	等から市に情報提供することに同意すること。						
	他の地方公共団体から同種同様の助成金を受けていないこと。						
	偽りその他不正な手段等により助成を受けた場合は助成金を返還すること。						
同意事項の内容に相違ありません。							
	記入日 年 月 日						
	署名(対象者)						

	金融機関名	本店・支店名				種別	
振込先						□普通・□当座	
	口座番号		口座名		(フリガナ)		
			義人				
	※口座名義人が申請者と異	なる場合	続柄	()	

添付書類

- ・妊娠の判定を受け、その実費を支払った事実、その額を証明できる書類の原本(領収書等で受診者氏名、受診年月日、検査項目、金額及び医療機関名が記載されたもの)。原本を返却希望の場合は写しと原本を提出してください。
- ・住民登録が申請年の1月1日時点(1月~6月の申請の場合は前年の1月 1日時点)で長久手市以外にある場合、世帯全員の住民税課税状況を記載 した証明書

 第
 号

 年
 月

 日

様

長久手市長

長久手市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった長久手市低所得の妊婦に対する 初回産科受診費用助成金について、下記金額を助成することを決定したので 通知します。

円

 第
 号

 年
 月

 日

様

長久手市長

長久手市低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった長久手市低所得の妊婦に対する 初回産科受診費用助成金について、不交付としたので通知します。

不交付とした理由